

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県

2 構造改革特別区域の名称

みやぎIT人材すくすく特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮城県全域

4 構造改革特別区域の特性

宮城県は、「ほくとう日本」の中核都市である政令指定都市仙台市を中心に機能集積が進む一方、それらの機能の利便性を享受しにくい地域を中心に人口減少や高齢化が顕著に進行しており、更には産業経済活動のグローバル化に伴い、地域経済を支える産業も国際間・地域間の厳しい競争下におかれている。

また、本県の一人あたりの県民所得はおよそ260万円で全国的には中位に位置し（平成13年県民経済計算年報）、産業別就業者の割合は第一次産業が約7%（平成12年国勢調査）、第二次産業が約27%（同）、第三次産業が約66%（同）となっている。

中でも第三次産業の就業の割合は全体の約2/3となっており、これは全国的に見ても高い。特に成長産業である情報・通信分野における新規の求人状況は、平成16年度（4月～9月平均）の対前年同月比が29.7%増（全体：4.9%増）となっており、IT人材の需要へのニーズが強いことがわかる。また、現在、企業における、コンピュータを活用した業務の普及状況を考慮すると、今後もその傾向は強まるこそすれ弱まることはないものと思われる。

さらに、全国に目を向ければ、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の進展により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタスネットワークが実現に向かいつつあり、その流れは本県でも例外なく及んで来ている。

このような状況にあるため、社会潮流の変化や課題を見据えた上で、21世紀における地域社会のモデルとなる地域づくりが求められている。

そのため、本県では、平成9年度末に「高度情報通信県みやぎ推進計画」を策定

して以降、平成13年に「みやぎマルチメディア・コンプレックス構想」「みやぎIT戦略」「宮城県IT戦略推進計画」を策定し、県民生活の情報化 産業の情報化 電子自治体化 人材育成 通信インフラ整備の重点5分野を中心として各プロジェクトを進めてきた。その後、2005年(平成17年)を目標年次とする国の「e-Japan戦略」、IT利活用を進める「e-Japan戦略」、県の電子県庁推進アクションプログラムと整合を図りながら、平成15年9月に策定した「宮城県緊急経済産業再生戦略」を連動して、地域経済活性化を实のあるものにしなければならないと考え、これら3計画の推進期間満了を期に、これまでの成果や課題を検証し、平成17年度末までを推進期間とする本県のIT計画の中核に位置する「宮城県IT戦略推進計画」を策定した。

それらの取組の中で、最も重要な基盤として注力し、広範に体系化を図りながら推進してきたのがIT技術者の人材育成である。

具体的には、以下のような施策を実施している。

- ・将来の高度IT技術者となる人材の発掘と教育を行う「みやぎデジタルアカデミー(平成14年度までは、みやぎ情報天才異才塾という名称で実施)」
- ・ITを活用した「人づくり」「学校づくり」「連携づくり」による創造性豊かな人づくりに取り組む「みやぎIT教育推進構想」(平成16年3月策定)
- ・IT関連企業での就業体験を通して、高校生の潜在能力を高めたり、企業側に高校生の能力を認識させて、県内のIT関連企業による若年層の雇用促進を図る「情報系インターンシップ」
- ・就労後の実践段階において、高度IT技術者の養成を推進する「東北テクノロジーセンター」

その中でも、「東北テクノロジーセンター」では、高度IT技術者を養成するために、データベースやプログラミング言語、ネットワークについての研修などを行い、地域関連企業等との緊密な連携により人材育成機関として定着化が図られ、県内企業からは好評を得ている。

また、仙台圏を中心に集積度の高い情報通信関連の教育研修機関においては、基礎から応用にいたる幅広いレベルの教育・訓練が行われている。

このように本県では人材育成の強化に力を注いでいるが、情報・通信分野における新規の求人状況(平成16年4~9月平均の対前年同月比29.7%増)からわかるとおり、基本的なスキルを身につけたIT人材への需要ニーズは強く、依然としてIT関連産業に対し十分な人材を供給しきれていないのが現状である。そのため、基礎的な技術を習得した若年層によるIT人材の裾野の拡大が喫緊の課題となっており、これを促進する施策展開が強く求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

全国的に見ても宮城県では第三次産業の就業者の割合が高い。特に第三次産業の中でも成長産業である情報サービス産業でのIT人材へのニーズは強く、質・量共に充実したIT人材が求められている。

(1) IT人材育成の施策体系の強化

本県では、IT人材育成を最も重要な基盤として注力し、「みやぎデジタルアカデミー」、「東北テクノロジーセンター」などを活用したIT人材育成の施策を実施しているが、当該特例措置を活用することにより、本県のIT人材育成の施策体系の更なる強化が期待できる。

(2) IT人材の裾野拡大

初級システムアドミニストレータと基本情報技術者は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられている。

これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生やIT関連産業に身を置く社会人がこれらを体系的に学習することが求められていることから、当該特例措置を活用することは、受験者の負担を軽減し、受験機会が増加することになり、IT関連企業への就職を目指す学生等の増加が予想され、本県におけるIT人材の裾野の拡大に繋がることが期待される。

(3) 地域の情報処理教育の更なる促進

本県では、学都として知られている仙台を抱えている地域的特性上、多くの俊秀を育てる風土が根ざしており、県内の情報処理関係の学校においては、受験生一人一人の能力・個性を大切にすカリキュラムを設定して授業を行っており、一定の成果として、当該特例措置の対象としている初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格者数が、それぞれ全国で14位、15位に位置している（「平成16年度春期情報処理技術者試験」独立行政法人情報処理推進機構）。

今回、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験科目の免除を受けるためには、受験生が経済産業大臣による初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に合格した者と同等の知識を習得させる科目を修了したことができると確認されることが必要であり、その結果、各学校のカリキュラムや指導内容等がより精査されることにより、合格率、合格者数双方の向上に向けて、県内における情報処理教育の一層の充実が図られることが期待される。

(4) 「宮城県IT戦略推進計画」に掲げる目標の実現

本県のIT関連計画の中心となっている「宮城県IT戦略推進計画」では、「人材育成の強化」及び「高度情報通信ネットワークの整備」という施策を基盤に「産業の情報化、情報産業等の集積促進」「県民生活に関する情報化の促進」「電子自治体の推進」の3つのプロジェクトをからめて実施している。

今回、当該特例措置を活用して「IT人材の裾野拡大」という地域の課題を克服することにより、「IT人材養成の体系的な戦略の充実・強化」が図られることから、「宮城県IT戦略推進計画」の目標である「県民のだれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し、創造・発信ができる地域経済の創造」、「IT化による県内産業構造の変革、IT関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」の達成に寄与することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「みやぎIT人材すくすく特区」は、「IT化による県内産業構造の変革、IT関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」を図るため、その基盤となるIT人材の育成と強化を目指すものである。

そのため、地域の情報処理の教育力を高め（民間活力の活用）具体的な数値目標（初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格率の向上・合格者の拡大）を掲げ、これを実践することにより、質と量を伴う若年IT人材を輩出し、雇用のニーズに対応し、地域の活性化を図るものである。

（１）合格率の向上及び合格者の拡大による若年IT人材の輩出

今回の当該特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率、合格者数双方の向上が見込まれ、その目標値は下記のとおり設定する。

『初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験においては、専修学校・各種学校の全国平均の合格率の1.5倍以上とする』

このことにより、県内はもちろんのこと、高度IT技術者の卵である優秀な学生達が、他県、特に東北地方から本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが見込まれ、その結果、県外出身と県内出身の学生が互いに切磋琢磨をすることなどにより、本県から多数の優秀な若年IT人材の輩出が可能となる。

（２）産業の情報化・IT関連産業の集積による「IT戦略推進計画」の目標の実現

若年IT人材を多数輩出することにより、IT関連産業においては、ITスキルを持つ人材確保が容易となり、企業の競争力が高められ、県内の情報処理需要に対応できるため、産業の情報化やIT関連産業の集積が一層促進される。これに、現在、県で推し進めている「宮城県緊急経済再生戦略」と連動することにより、地域経済の活性化が図られ、本県のIT関連計画の中心となっている「宮城県IT戦略推進計画」でうたっている目標の具現化へ向け前進するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで本県では、IT人材の育成に向けて高度IT技術者の養成などに取り組んで来たが、今回申請する「みやぎIT人材すくすく特区」を実施することにより、更に本県のIT人材の層を厚くし、IT関連産業の集積等により活力豊かな地域経済の実現を目指すものである。

(1) 県内の若年IT人材の輩出による地域産業の活性化の促進

今回、当該特例措置を講ずることにより、県内の学生はもちろんのこと、他県からも本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが予想され、未来の高度IT技術者を目指す若年層の本県への流入が発生する。

卒業生は、他県出身の学生も本県出身の学生同様、県内での就職希望の割合が高く、多数の優秀な若年IT人材を輩出でき、結果として、将来、県内における高度IT技術者の増加や、多方面においてのIT化を進めるうえでの活躍が見込まれ、地域の活性化を進めるうえでの重要な起爆剤となりうることが期待される。

(2) IT活用による県民生活に関する情報化の推進

当該特定事業を実施することにより、地域の情報化にかかわる人材を増やしたり、県民のITリテラシーの向上に寄与することが期待される。本県では、宮城県沖地震の再来確率が日々高まっていることから、地震・津波・風水害等の自然災害における情報の伝達・収集を迅速かつ的確に処理することを目的とした総合防災情報システムの改修整備を行ったり、「食卓から農場へ」顔の見える関係を農業協同組合や漁業協同組合、民間等と連携し、食品に関する生産履歴情報や流通情報等の提供システムの構築に努めたり、また、通信ネットワークを使って遠隔地の医師が手術中に病理の診断をしたり診療時にX線写真やMRI画像などを伝送して、診断を行うなどITを活用した県民生活に関する情報化の推進も期待できる。

(3) 産業の情報化、IT関連産業の集積促進

当該特例措置を導入することにより、IT関連産業において企業の求めるITスキルを持つ人材の確保が容易となり、企業内におけるITの活用が高まり、事務管理等の効率化が進むことにより、県民に対し低コストで良質のサービスの提供が実現でき、また、既存の収益体制に甘んじていた企業においても、新たな分野開拓や新規商品開発など行い、県内のあらゆる情報処理需要に対応することができることが期待される。その結果として、県内IT関連企業間での競争力がより一層高まり、生産性の向上や付加価値の創出といった産業の情報化が進んだり、また、IT関連企業が発展して、更なるIT需要を喚起し、IT関連産業の集積が促され、地域の活性化に繋がるものである。

このように、本計画の実現は、地元IT関連産業の活性化及び今後のIT人材の育成を図るために欠くことのできないものであり、本県の社会的安定と経済的発展

に多くの成果をもたらすものである。

8 特定事業の名称

- ・ 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業(1131)
- ・ 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業(1132)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【産業の情報化、情報産業等の集積促進】

(1) 研究開発の支援

産学官の研究機関（県産業技術総合センター、東北大IT-21等）との連携や、実証実験フィールドの提供等による、実用化研究を核とした地域IT関連企業の高付加価値化の推進を図るもの。

- ・ 未来型IT技術開発実証実験事業
- ・ 学官連携による地域IT企業技術支援

(2) 市場開拓の支援

県民生活関連分野におけるIT化ニーズと地域IT関連企業とのマッチングを図ることにより、新たな情報産業関連市場の開拓を進めていくもの。

(3) ITを活用した経営革新の促進（IT活用経営革新への支援強化）

第一次産業から第三次産業まで、IT活用を促す政策を継続展開していくもの。

- ・ 宮城版ITSSP（ソリューション・スクエア・プロジェクト）の推進

(4) 情報ネットワークを活用した産業振興

ビジネスに活用できる情報ネットワークを充実し、IT分野にとどまらず各種分野の振興を図るもの。

- ・ 主要農林畜水産物のトレーサビリティ・システム構築・普及推進
- ・ 食材データベース構築による食材セールス基盤の整備
- ・ 各種産業支援機関のネットワーク化、共通データベース構築、企業等への情報提供システム整備
- ・ みやぎ食MBCネットプロジェクトの推進

(5) IT関連企業立地・集積の促進

IT関連企業の立地促進を図るための施策を充実するもの。

- ・ コールセンター立地促進特別奨励金
- ・ コールセンター・オペレータ養成セミナーの実施
- ・ 情報通信関連企業立地促進奨励金
- ・ ITビジネスの戦略的誘致

(6) 地元IT企業成長・創業支援

地元IT企業の成長支援と、IT関連分野での起業の誘導を図るもの。

- ・県内中核IT関連企業への支援
- ・IT関連起業家に対する支援

(7) IT技術者の養成

高度IT人材育成の継続とともに、就労に結びつける取組を行っている。

- ・離職者向けIT技術習得・就労支援事業の実施
- ・IT企業新人技術者雇用促進支援事業
- ・情報系高校生等インターンシップの支援
- ・障害者IT就労支援事業
- ・東北テクノロジーセンター運営事業（高度IT技術者の養成）

【人材育成の強化】

(1) 情報教育環境の充実

IT教育推進計画の作成や学習情報ネットワークを活用した新しい教育用コンテンツの開発などに取り組むとともに、学校教育における情報教育環境整備を引き続き進めていくもの。

- ・IT教育推進事業
- ・高等学校校内LAN等整備事業
- ・宮城県学習情報ネットワークの充実（新みやぎSWAN）

(2) 障害者に対する情報バリアフリー化の促進

障害のある方々の研修や就労支援などを引き続き進めていくもの。

- ・障害者就労等IT研修の実施
- ・チャレンじど情報塾の開催

(3) 県民の情報リテラシー向上

ITの基礎技能習得のための講習を実施するとともに、IT技術を習得した県民が、引き続き日常生活でIT活用が進められるように、サポート機能の充実を図るもの。

(4) ネットワークセキュリティ対策の強化

県、市町村、学校の各職員に対するネットワーク技術やセキュリティ対策の研修を充実するもの

- ・教育研修の充実

(5) IT技術者の養成

多様な活躍の場にあわせた、実践的なIT人材養成を引き続き行うもの。

- ・コールセンター・オペレータ養成セミナーの実施
- ・離職者向けIT技術習得・就労支援事業の実施
- ・IT企業新人技術者雇用促進のための研修支援事業
- ・情報系高校生等インターンシップの支援
- ・みやぎデジタルアカデミーの開催
- ・東北テクノロジーセンター運営事業（高度IT技術者の養成）

別紙 1

1 特定区域の名称

番号 1131

名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人日本コンピュータ学園

東北電子専門学校（宮城県仙台市青葉区花京院一丁目3番1号）

学校法人菅原学園

仙台情報ビジネス専門学校（宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番1号）

学校法人友愛学園

東北文化学園専門学校（宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号）

学校法人立志舎

東京IT会計専門学校仙台校（宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座（Aコース）	別添資料1のとおり
初級システムアドミニストレータ講座（Bコース）	別添資料2のとおり
初級システムアドミニストレータ講座（Cコース）	別添資料3のとおり
初級システムアドミニストレータ講座（Dコース）	別添資料4のとおり

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率（A～Dコース）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

東北文化学園専門学校において平成15年4月1日から平成17年3月31日の期間に東北文化学園専門学校の講座（「コンピュータサイエンス」、「EUC概論」）を履修した者については、次に定める補修講座を受けることにより、初級システムアドミニストレータ講座（Cコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

カリキュラム名	内 容	教 科 名	授業数
初級システムアドミニストレータ補講講座	1. コンピュータの種類と特徴	コンピュータサイエンス	4
	2. エンデベットシステム		4
	3. データベース応用		4
	4. データ資源管理		4
	5. リスク管理		4
	6. ガイドライン		4
	7. 開発と取引の標準化		4
	8. 情報システム基盤の標準化		4
	9. 標準化組織		4
	10. エンジニアリングシステム	EUC 概論	2
	11. ビジネスシステム		2
	12. 情報通信		6
	13. 労働		2
	14. その他の法律・倫理		4
		合計時間数	52

1コマ = 45分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。

修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。

また、当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、第1次・第2次産業から第3次産業へ就労構造が変化している。特に第3次産業の中でも成長産業である情報・通信分野でのIT技術者へのニーズは強く、早急なIT人材の強化・育成が求められている。

そのため、IT人材の若年層などの底辺の拡大を図るため、ITの基礎的な技術を備え、また、多くのIT関連企業が、IT技術者としての素養を確かめる意味で、初級システムアドミニストレータ試験に合格することを、IT技術者を目指すうえで当然身につけておくべきものの一つと捉えているため、当該試験合格者の拡大を図るものである。

この事業の実施によって初級システムアドミニストレータ試験の午前試験が免除されることになるので、受験者の負担が軽くなり、受験機会の増加を促すことに通じ、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材を確保することが可能となる。

また、講座認定教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにつながり、ひいては、IT関連産業の人材の確保と集積促進・振興につながるものである。

現時点では、当該特定事業の実施を希望している学校は専門学校4校だけであるが、今後、特区内の各種学校に対して引き続き働きかけ、希望する学校においては事業を実施していくこととする。

なお、特区計画の認定を受けた日以降、受け入れ体制の準備など準備期間が必要なことから、各専門学校の事業の実施は、平成17年4月1日からとする。

別紙 2

1 特定区域の名称

番号 1132

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人日本コンピュータ学園

東北電子専門学校（宮城県仙台市青葉区花京院一丁目3番1号）

学校法人菅原学園

仙台情報ビジネス専門学校（宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番1号）

学校法人友愛学園

東北文化学園専門学校（宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号）

学校法人立志舎

東京IT会計専門学校仙台校（宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座（Aコース）	別添資料5のとおり
基本情報技術者講座（Bコース）	別添資料6のとおり
基本情報技術者講座（Cコース）	別添資料7のとおり
基本情報技術者講座（Dコース）	別添資料8のとおり

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率（A～Dコース）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

東北文化学園専門学校において平成15年4月1日から平成17年3月31日の期間に東北文化学園専門学校の講座（「アルゴリズム」、「コンピュータサイエンス」、「EUC概論」）を履修した者については、次に定める補修講座を受けることにより、基本情報技術者講座（Cコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

カリキュラム名	内 容	教 科 名	授業数
基本情報技術者 補講講座	1. コンピュータの種類と特徴	コンピュータサイエンス	4
	2. エンデベットシステム		4
	3. データベース応用		4
	4. データ資源管理		4
	5. ネットワークソフト		4
	6. リスク管理		4
	7. ガイドライン		4
	8. 開発と取引の標準化		4
	9. 情報システム基盤の標準化		4
	10. 標準化組織		4
	11. エンジニアリングシステム	E U C 概論	2
	12. ビジネスシステム		2
	13. 情報通信		6
	14. 労働		2
	15. その他の法律・倫理		4
		合計時間数	56

1コマ = 45分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。

修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、第1次・第2次産業から第3次産業へ就労構造が変化している。特に第3次産業の中でも成長産業である情報・通信分野でのIT技術者へのニーズは強く、早急なIT人材の強化・育成が求められている。

そのため、IT人材の若年層などの底辺の拡大を図るため、ITの基礎的な技術を備え、また、多くのIT関連企業が、IT技術者としての素養を確かめる意味で、基本情報技術者試験に合格することを、IT技術者を目指すうえで当然身につけておくべきものの一つと捉えているため、当該試験合格者の拡大を図るものである。

この事業の実施によって基本情報技術者試験の午前試験が免除されることになるので、受験者の負担が軽くなり、受験機会の増加を促すことに通じ、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材を確保することが可能となる。

また、講座認定教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにつながり、ひいては、IT関連産業の人材の確保と集積促進・振興につながるものである。

現時点では、当該特定事業の実施を希望している学校は専門学校4校だけであるが、今後、特区内の各種学校に対して引き続き働きかけ、希望する学校においては事業を実施していくこととする。

なお、特区計画の認定を受けた日以降、受け入れ体制の準備など準備期間が必要なことから、各専門学校の事業の実施は、平成17年4月1日からとする。